社会保険庁職員の分限免職処分取消等請求事件(秋田事案) の上告を受理し、公正・公平な判決を求める要請署名

年 月 日

旧社会保険庁は2009年12月末、社会保険庁の解体に伴い、525人の社保庁職員に対する分限免職処分(整理解雇)を強行しました。この不当な処分に対し、全厚生労働組合の組合員を含む71人が処分取消を求めて人事院に不服申立を行い、その結果25人の処分が取り消されました。

処分取消とならなかった秋田の原告 4 人は解雇撤回を求めて提訴(平成 25 年(行り)第 24 号,同第 30 号)しましたが、仙台地裁(高取真理子裁判長)は 2018 年 1 月 10 日、原告 4 人の請求をすべて棄却する不当判決を言い渡しました。判決は、原告らが特に優秀な職員であったことを認めておきながら、分限免職を妥当と結論づけており、事実認定から導き出される判決の内容として納得できるものではなく、明らかに結論(分限免職処分容認)ありきの裁判であったといわざるを得ません。さらに、控訴審の仙台高裁(小川浩裁判長)は 2019 年 5 月 17 日、原審をほぼ踏襲して控訴を棄却する不当判決を下しました。懲戒処分歴のある者を一律不採用とする閣議決定については、「必ずしも不合理ではない」としたうえ、明確な理由を示すことなく「二重処罰に当」たらないとしています。

本件分限免職処分は、「年金記録問題」の責任を現場で働く末端の職員だけに押し付け、「公的年金制度への国民の信頼回復」の名の下に不当な解雇を強行したものです。最高裁判所は、憲法および国家公務員法で認められている公務員の身分保障および平等取扱原則を再度確認し、公正・公平な判断の下に、すべての上告人に対する分限免職処分を取り消すことを要請します。

【要 請】

最高裁判所は、本件の上告を受理し、十分な審理をしたうえで仙台高裁判決を破棄し、 本件分限免職処分を取り消すこと。

氏 名	住 所

(取扱い団体)

全厚生労働組合 (略称:全厚生)

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2 厚生労働省 低層棟 3 階 tel: 03-3501-4881 fax: 03-3502-4706 mail: info@zenkousei.jp